

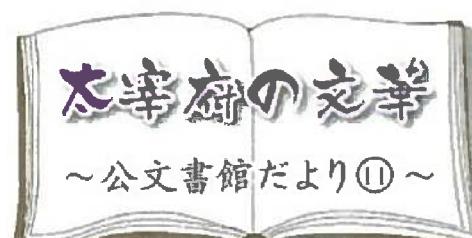
大正時代の文書事務

文書は、事務が正確、迅速かつ能率的に行われるよう処理しなければならない（太宰府市文書管理規程第3条第3項）——これは今も昔も同様で、戦前は文書の処理に関して町村の順位付けが行われることもありました。

大正6（1917）年9月4日、筑紫郡役所は郡内の各町村長に「文書ノ進達ニ関スル件」という通達を出します（『水城村役場庶務事績』）。

別紙として「町村期限文書調達遅速表」が付けられていますが、これは町村役場の各係（収入役・庶務・兵事・衛生・農商務・学務・税務）に「報告文書整理簿」を置き、提出すべき文書の期限経過件数や督促度数、付箋却下度数などを調査し、郡内20町村別に成績を付けたものです。大正4年から調査を始めますが、大正6年は各町村とも成績不振で「本年前半期に於ては再び一般に退歩を示すに至りしは甚だ遺憾」で、「之が向上を図るは一に吏員の熱誠勤勉に俟つも勿論なるを以て充分部下を督励し一層向上を見るべく御措置」を取るよう町村長に要求しています。

では、今の太宰府市を構成する太宰府町と水城村の成績を見てみましょう。残された資料から、大正5年度から8年度にかけての成績が分かりま



この時期の役場は、水城村の場合、事務をつかさどる書記は45名。これは明治45（1912）年から昭和17（1942）年まで変わりません。しかし業務は大正6年から、耕作戸数・耕作面積調査、収穫量調査、養蚕・家禽飼育状況報告など勧業関係の事務が増大していきます。太宰府町でも大正8年からは造林や麦作奨励などの事業が始ま（『太宰府市史 通史編III』）、日々事務に追われる役場内が想像されます。「文書調達遅速表」の順位はそれぞれの町村の規模や事務量の違いも大きいに関係していたと考えられ、速やかな文書の処理をひたすら「吏員の熱誠勤勉」に求めるのは当時ちょっと酷だつたのかもしれません。